

水俣市営住宅 申込案内

(随 時 募 集)

1 市営住宅への申込（随時募集）について

水俣市では、市営住宅に空家が生じた場合の「空家待ち入居希望者」としての申込みを、定期募集と随時募集により受け付けています。

定期募集は、年に一度、空家待ち入居希望者の申込みを受け付け、抽選会で紹介順位を決定し、その順位に従い、空家が生じた場合に、順次紹介していきます。

随時募集は、その年度内であればいつでも申し込むことができますが、空家待ち入居希望者の順位は、定期募集で決定した順位の後となり、申込み順になります。

空家待ち入居希望者としての申込みであるため、直ちに入居できるというものではありませんので御了承ください。

また、災害、不良住宅の撤去等のため、当該対象者を優先して入居させる場合がありますので御理解ください。

(1) 申込書等配布・受付

期間：令和6年4月1日～令和7年3月31日（土曜、日曜、祝日、年末年始を除く。）

時間：午前8時30分～午後5時15分

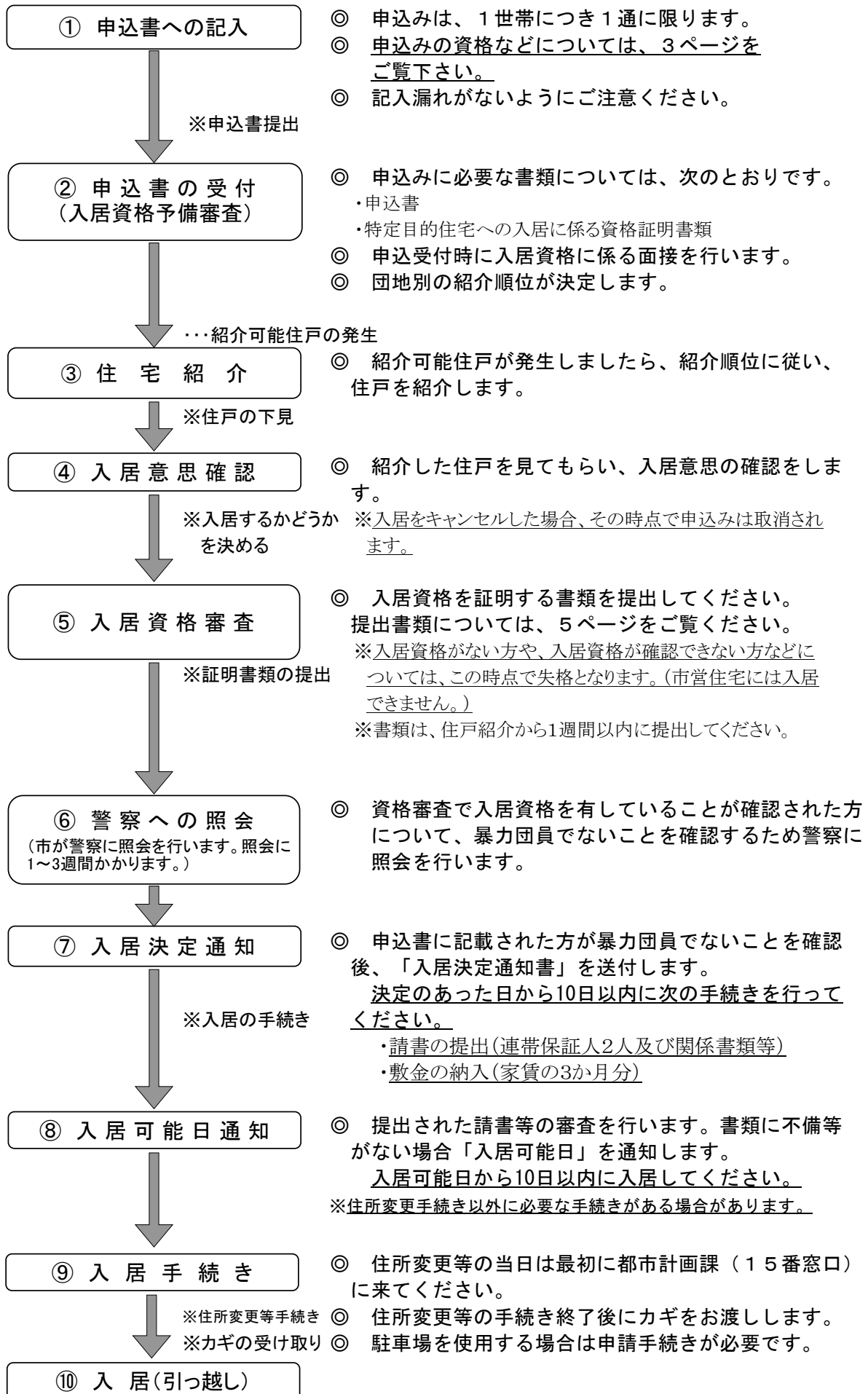
場所：水俣市役所3階 都市計画課 市営住宅係（15番窓口）

(2) 申込の有効期間 ※ア)、イ)のいずれか

ア) 令和6年4月1日～令和7年3月31日

イ) 市営住宅の紹介が終了した時点まで（紹介をキャンセルされた場合も含みます。）

2 申込みから入居までの流れ



3 申込みの資格、必要書類、注意事項、無効

○ 申込みの資格

(1) 認定月額が、一般階層世帯では158,000円、裁量階層世帯では214,000円以内であること。(認定月額の計算方法については、6ページを参照してください。)

※裁量階層世帯とは、次の①から③のいずれかに該当する世帯です。

- ① 申込書に記載された方のうち、次のいずれかに該当する方がいる場合
 - ア 身体障害者福祉法施行規則別表第5号の1級から4級までのいずれかに該当
 - イ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令第6条第3項に規定する1級又は2級に該当
 - ウ 知的障がい(イに相当する程度)に該当
 - エ 戦傷病者特別援護法第2条第1項に規定する戦傷病者で、その障害の程度が恩給法別表第1号表の2の特別項症から第6項症まで、または同法別表第1号の表の3の第1款症に該当
 - オ 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第11条第1項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている。
 - カ 海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していない。
 - キ ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律第2条に規定するハンセン病療養所入所者等
- ② 申込者が60歳以上の方で、同居者のいずれもが60歳以上、または18歳未満の場合
- ③ 同居者に小学校就学の始期に達するまでの方がいる場合

(2) 現在、住宅に困窮していることが明らかなこと。

※居住可能な住宅を所有している方、既に市営住宅にお住まいの方は、原則として申込みできません。

(3) 申込書に記載された方に市町村税の滞納がないこと。

(4) 申込書に記載された方全員が暴力団員でないこと。

☆ 上記(1)～(4)すべての資格を満たさないと申込みはできません。

○ 申込みに必要な書類

(1) 入居申込書

(2) 優先入居(特定目的住宅への入居)に係る資格証明書類

<高齢者世帯>

- ① 60歳以上の単身世帯
- ② 60歳以上の方で、かつ、同居者のいずれもが60歳以上、又は18歳未満の世帯
- ③ いずれか一方が60歳以上である夫婦世帯

【添付書類】・・・生年月日が確認できるもの(運転免許証、健康保険証の写し)

<身体障がい者、戦傷病者世帯>

- ① 身体障害者手帳の交付を受けている方がいる世帯
- ② 戦傷病者手帳の交付を受けている方がいる世帯

【添付書類】・・・各種手帳の写しなど

<大家族世帯>

- ①原則、5人以上の世帯

【添付書類】・・・続柄の確認できるもの(住民票、戸籍謄本など)

※対象団地・住戸等の詳細につきましては、別途お尋ねください。

○ 申込みの注意事項

- (1) 本人又は代理人の方が直接申込みください。(原則、郵送による申込みはできません。)
- (2) 申込みは3団地まで希望することができますが、申込み後の希望団地の変更はできません。2団地以上希望された場合は、紹介順位が訪れた団地から紹介します。
- (3) 申込者本人が住戸の名義人になります。申込み後の申込者の変更は認めません。
- (4) 入居に際しては、申込書に記載した方全員が入居できることが必要です。申込みから入居までの間に申込書に記載した方に変更があった場合、原則として入居できません。ただし、死亡、出生などの場合はこの限りではありません。
- (5) 入居資格を有している場合でも、次の①から④に当てはまる場合は、申込みできません。
 - ① 住宅内で営業行為をする方
 - ② 団地で円満な共同生活を営み得ない方
 - ③ 所得があるにもかかわらず申告していない方（非課税の方は除きます。）
 - ④ 家賃滞納のため、訴訟等で公営住宅を明渡した方及び現在明渡請求手続中の方
- (6) 入居時には2人の連帯保証人が必要となります。
- (7) 提出された書類は、添付書類も含めて一切返還しません。

○ 申込みの無効

次のような場合は、申込みを無効とします。（市営住宅には入居できません。）

- (1) 申込者を代えての二重申込みがあったとき。（申込みは1世帯につき1通に限ります。）
- (2) 申込資格を有していないとき。
- (3) 申込書に必要事項が記載されていないとき。
- (4) 申込書に不正・虚偽の記載があったとき。
- (5) 家族を不自然に分離して申込みをしたとき。
 - (例1) 夫婦の別居、父母の別居などによる申込み
 - (例2) 申込書に記載した家族以外の人から扶養されている者を含む申込み
 - ・親に扶養されている兄弟姉妹のみの申込み
 - ・祖父母と扶養関係にない孫（親に扶養されている）との申込み
 - ・おじ・おばと扶養関係にないおい・めいとの申込みなどです。
- (6) 申込書に記載された方が暴力団員と判明したとき。
- (7) 入居資格審査や入居手続きなどにおいて、失格となったとき。

4 入居資格審査に必要な書類（住戸の紹介後に提出してください。）

○所得に関する書類

(1) 住民税課税台帳記載事項証明書(所得証明書)

→入居しようとする16歳以上の方全員のを各1通…**税務課**で発行

※所得証明書かわりに源泉徴収票の写しでも構いません。

※生活保護受給者の方は、生活保護受給証明書の提出を併せてお願いします。

過去1～2年の間に就退職を行った方で、年間の収入が著しく変化された方や退職後再就職されていない方等は下記の書類の提出をお願いします。

① 就退職により年間の収入が著しく変化された方

* 給与所得者（会社勤務）の場合 ※パート・アルバイト等含む … **給与明細書**

* 事業所得者（自営業）の場合 … **収支明細書**

② 年金受給者となり収入が著しく変化された方 … **年金支払通知書(ハカキ)の写し**

③ 退職し、現在引続き無職である方 … **退職証明書、雇用保険受給資格者証の写し
離職票の写し**

④ 退職される予定の方 … **退職予定証明書**

○税の滞納に関する証明書類

(1) 納税証明書(滞納のない証明書)

→入居しようとする16歳以上の方全員のを各1通…**税務課**で発行

課税がなく、納税証明書等が発行されない場合は市営住宅係までお知らせください。

○その他の書類

(1) 住民票謄本(世帯全員記載分)

→続柄の記載があるものを1通…**市民課**で発行

(2) 資産証明書

→入居しようとする20歳以上の方全員のを各1通…**税務課**で発行

(ただし、世帯主及びその妻が20歳未満の場合は各1通)

(3) 資格等に関する書類

* 婚約中の方 … **婚約証明書**

* 寡婦・ひとり親の方 … **児童扶養手当証書、ひとり親家庭医療費受給資格者証、源泉徴収票、確定申告書の写し、戸籍謄本のいずれか**

* 障がい者・戦傷病者等の方 … **各種手帳の写し（障害の部位・等級が記載されているもの）または市町村の福祉主管部局による証明書など**

* 別居している扶養親族がいる方 … **扶養親族の氏名が記載された源泉徴収票や確定申告書の写し、別居している扶養親族の所得証明書など**

5 認定月額額の計算方法

入居しようとする方全員の過去1年間の所得を合算し、控除額を差し引き、12で割って算出した認定月額が、一般階層世帯では158,000円、裁量階層世帯では214,000円以内でない場合は、申込み資格はありません。

認定月額額の計算方法

(入居しようとする世帯全員の所得合計額－控除額)÷12月＝認定月額

○所得合計額について

所得合計額とは、年間の収入額から「所得控除(みなし必要経費)」を差し引き、入居しようとする方全員の所得を合計した額です。所得額については、源泉徴収票等を参照してください。

なお、過去1～2年の間に就退職を行い年間の収入額が著しく変動された方、退職後に再就職されていない方などは、計算方法が異なりますので、担当者に御相談ください。

◆給与と所得は、下表の計算表で求めることができます。

年間収入金額	給与と所得の計算表
～ 550,999 円	0円
551,000 円 ～ 1,618,999 円	年間収入金額－550,000円
1,619,000 円 ～ 1,619,999 円	1,069,000円
1,620,000 円 ～ 1,621,999 円	1,070,000円
1,622,000 円 ～ 1,623,999 円	1,072,000円
1,624,000 円 ～ 1,627,999 円	1,074,000円
1,628,000 円 ～ 1,799,999 円	(年間収入金額÷4)千円未満の端数切捨て×2.4+100,000円
1,800,000 円 ～ 3,599,999 円	(年間収入金額÷4)千円未満の端数切捨て×2.8-80,000円
3,600,000 円 ～ 6,599,999 円	(年間収入金額÷4)千円未満の端数切捨て×3.2-440,000円
6,600,000 円 ～ 8,499,999 円	年間収入金額×0.9-1,100,000円

※(年間収入金額÷4,000)は、小数点以下切り捨て

◆公的年金等所得は、下表の計算表で求めることができます。ただし、遺族、障がい年金などは含みません。

受給者の年齢	公的年金等の年間収入額(収入金額)	公的年金等所得の計算表
65歳未満	～ 1,299,999 円	収入金額－600,000円
	1,300,000 円 ～ 4,099,999 円	収入金額×0.75-275,000円
	4,100,000 円 ～ 7,699,999 円	収入金額×0.85-685,000円
	7,700,000 円 ～ 9,999,999 円	収入金額×0.95-1,455,000円
65歳以上	～ 3,299,999 円	収入金額－1,100,000円
	3,300,000 円 ～ 4,099,999 円	収入金額×0.75-275,000円
	4,100,000 円 ～ 7,699,999 円	収入金額×0.85-685,000円
	7,700,000 円 ～ 9,999,999 円	収入金額×0.95-1,455,000円

○控除額について

控除額については、以下のとおりです。

控除を証明する書類がないと控除できませんので、5ページの「資格等に関する書類」を参照し、必ず提出してください。

同居親族	入居者以外の同居者1人につき	38万円
別居扶養親族	別居扶養親族1人につき	38万円
老人扶養親族	70歳以上の扶養親族1人につき	10万円
特定扶養親族	16歳以上22歳以下の扶養親族1人につき	25万円
障がい者	特別障がい者以外で療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、身体障害者手帳、戦傷病者手帳の交付を受けている人又は常に就床を要し複雑な介護が必要な人等1人につき	27万円
特別障がい者	障がい者のうち、身体障害者1・2級、精神障害者保健福祉手帳1級、療育手帳A判定等1人につき	40万円
寡婦	夫と死別した後、婚姻していない方、又は夫と離別した後、婚姻をしていない方のうち合計所得金額が48万円以下の生計を一にする扶養親族を有する方等	27万円
ひとり親	婚姻歴や性別にかかわらず、総所得金額が48万円以下の生計を一にする子を有する方	35万円
所得調整金額	給与所得及び公的年金に係る所得を有する方1人につき	10万円

6 その他

○ 住宅について

- (1) 犬、猫等のペットは飼うことができません。
- (2) 駐車場は1戸につき1台しか駐車できません。(牧ノ内、初野、西ノ浦団地は2台目駐車場有)
- (3) 団地によっては風呂釜、給湯設備のない団地があり、入居者持込みとなります。
- (4) 牧ノ内、洗切、白浜、初野、西ノ浦、亀首、月浦団地は共益費を徴収しています。
- (5) 家賃は、毎年入居者からの収入申告により収入を認定し、認定された所得月額に応じて設定されるため変動する場合があります。

○ 住宅の紹介順位の例外について

以下の場合、抽選会で決定した順位が若い番号であっても次の方に紹介を行います。

- (1) 紹介する住戸が、高齢・身体障がい者等世帯向け住戸である場合。ただし、高齢・身体障がい者等世帯向け住戸への入居希望者が紹介可能戸数に満たない場合は、この限りではありません。
- (2) 紹介する住戸が、世帯人数に応じた規模の住戸でない場合。
例) 3LDKに1人、1LDKに6人など

※ 不明な点については、右記まで御連絡ください。

お問い合わせ先 〒867-8555 水俣市陣内1丁目1番1号 水俣市都市計画課 市営住宅係 (3階・15番窓口) TEL: 0966-61-1621
